

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 4 月 7 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600236号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700001号

第1 結論

昭和56年1月から昭和57年3月までの請求期間及び同年4月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年1月から昭和57年3月まで
② 昭和57年4月から昭和58年3月まで

私の国民年金の納付記録において、請求期間①は未納、請求期間②は全額申請免除となっているが、免除申請手続は行っておらず、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料はA市役所の出張所で納付し、同年4月から昭和58年3月までの保険料はB市役所の窓口で納付しているのので、調査の上、両請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入者に係る資格取得日から、昭和54年10月頃に払い出されたものと推認でき、この頃に国民年金の加入手続を行い、昭和52年*月(20歳到達時)まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたとみられるところ、オンライン記録により、請求者は、請求期間①及び②を除き、資格取得日から現在(平成29年3月)までの国民年金保険料を全て納付済みである。

また、請求期間①について、請求者は、納付書が来たものについては国民年金保険料を全て納付しており、当該期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの保険料はC駅近くのA市役所の出張所で納付し、同年4月から昭和57年3月までの保険料はB市役所で納付した旨主張しているところ、請求者が所持する年金手帳の住所変更の記録から、請求者は、国民年金に係る住所変更手続を適正に行っている上、A市及びB市は、当時、A市役所の出張所及びB市役所では現年度保険料の収納が可能であった旨陳述・回答している。

さらに、昭和52年*月から昭和54年3月までの国民年金保険料については、上記の国民年金の加入手続当時は過年度の扱いとなること、請求者に係る特殊台帳によると、請求者は、第3回特例納付制度を利用した上で、分割して保険料を納付していることが確認でき、当該過

年度保険料を納付した数か月後を始期とする請求期間①の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、請求期間②について、請求者には免除申請を行った記憶がなく、前年の秋頃からは再度美容師として勤務し、家族と同居しており、家賃や食費の負担がなかったことにより国民年金保険料の納付が困難だった状況ではなかったとする請求者の説明に不自然さはなく、当時同居していた家族の納付状況をみると、当該期間の一部は保険料が未納であり、保険料が納付済みの期間は時効直前に過年度納付していることから、申請免除に係る所得審査は世帯全体の所得が対象となることを考えると、家族が請求者だけの免除申請を行ったと考えるのは不自然である上、当該期間直後の昭和 58 年 4 月から昭和 59 年 3 月までの期間について、特殊台帳には申請免除と記録されているが、オンライン記録、D 町における国民年金被保険者名簿及び A 市における「年度別納付状況リスト（昭和 59 年 5 月 10 日現在）」では保険料が納付済みと記録されており、行政の不適切な記録管理が見受けられる。

さらに、上記「年度別納付状況リスト（昭和 59 年 5 月 10 日現在）」において納付済みと記録されている昭和 58 年度の国民年金保険料については、その作成日から判断すると、現年度保険料として納付されていたものと推認でき、引き続き昭和 59 年 4 月から現在（平成 29 年 3 月）までの保険料についても、オンライン記録により、現年度保険料として納付されていることが確認できる上、そのうちの 16 年間は前納により保険料を納付しているほか、平成 10 年 12 月以降は国民年金基金にも加入しているなど、請求者において保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600230 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1700001 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 18 年 12 月 8 日の標準賞与額を 5 万円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 12 月 8 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

私は、A 社において、請求期間に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。支給金額は、5 万円だったと思うので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

金融機関から提出された流動性預金元帳により、請求者は、請求期間に A 社から賞与 (4 万 3,890 円) が振り込まれていることが認められる。

また、複数の同僚から年金事務所に提出された賞与支給明細書により、当該同僚は、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者についても、請求期間において、当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A 社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間の標準賞与額については、上記の流動性預金元帳において確認できる賞与振込額及び同僚の賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、5 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 12 月 8 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与

支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては資料がないため不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600233号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700002号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を7万円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月8日

私は、A社において、請求期間に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間にA社から賞与(5万7,760円)が振り込まれていることが確認できる。

また、複数の同僚から年金事務所に提出された賞与支給明細書により、当該同僚は、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者についても、請求期間において、当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間の標準賞与額については、上記の預金通帳の写しにおいて確認できる賞与振込額及び同僚の賞与支給明細書において推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、7万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かにつ

いては資料がないため不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。